

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 3 月 30 日

成田市長 小泉 一成



## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

長沼地区【更新】

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 24 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○経営体数

個人 39 経営体（うち 認定農業者 17 経営体、認定新規就農者 1 経営体）

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 地域農業の将来のあり方

当地区は広大な水田が広がる水稻専作地帯である。集落内では高齢化や兼業化が進んでいる一方、土地利用型農業の担い手（農家子弟）が確保されつつある。

平成 27 年度は、農地中間管理機構へ当地区の農地 147 ヘクタールを貸し付け、中心経営体に転貸されたところである。

引き続き、認定農業者などの地域の中心となる経営体への利用集積を進めるとともに、農地の分散錯圃の解消と連坦化を図り、生産コストの削減に努める。

また、低コスト化及び効率化の取組を通じて経営の体質強化を図りつつ、ブランド米など米の高付加価値化に努め、地域農業の維持・発展を目指す。

### 6. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。